

令和 年 月 日

保護者 各位

甲州市立奥野田小学校
校長

学校において予防すべき感染症に関するお知らせ

年 組 氏名

次の病気は学校において予防すべき感染症です。これらの病気にかかったときは、学校保健安全法の規定により、本人の早期回復と他生徒への感染を防ぐため、出席を停止する処置をとることになっています。

お子さまは感染症にり患あるいはその疑いがありますので、医師の診察を受け、下の登校許可証に証明をしていただき、登校時に学校へ提出してください。

感 染 症 名	出席停止期間（但し、医師の許可がおりるまで）
インフルエンザ	発症後 5 日を経過しかつ解熱後 2 日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消えた後 2 日を経過するまで
結核	症状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	
髄膜炎菌性髄膜炎	
流行性角結膜炎	
伝染性紅斑（リンゴ病）	
溶連菌感染症	
その他の感染症	

奥野田小学校校長 様

登 校 許 可 証

年 組 氏名

病名【 】

令和 年 月 日から登校してもよいことを認めます。

令和 年 月 日

医師名 印